

令和6年度 第5回 松阪市入札等監視委員会 議事録

開催日時	令和7年3月25日（火） 午後2時50分～午後4時00分
開催場所	入札室
出席者	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士(医学)） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/博士（法学）） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士） 委員 鏡 大介（税理士）
事務局	契約・検査担当参事 野邊 検査指導係長 稲森 契約監理課長 池内 契約担当主幹 長崎 調達担当主幹 内田 契約係主任 杉 検査指導担当主幹 茨木
議題	議題1 入札及び契約の状況報告（令和7年1月から3月分） ・工事の発注状況について 議題2 抽出事案の審議（伊藤委員） 議題3 随意契約に係る意見聴取について

委 員	事務局
●入札及び契約の状況報告	
・入札及び契約の状況報告として、今期1月から3月までの工事発注状況について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第4四半期の入札件数は、総計76件。内訳として工事が66件、委託が7件、入札不調は1件、中止は2件。契約金額は、総計26億381万7,700円で、そのうち工事が24億6,834万3,900円、委託が1億3,547万3,800円。平均落札率は、全体で91.15%、工事92.50%、委託78.45%。平均参加者数は、全体で9.2社、工事9.7社、委託4.4社。
●抽出事案の審議（伊藤委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件などについて確認	抽出事案を説明させていただく。 まず、土木一式工事。今期は51件。最低制

したい。事務局に説明をお願いしたい。	限価格と同額となり「電子くじ」にて落札者を決定した案件が 25 件。入札参加者数も概ね 10 社以上あり競争性は働いたものとする。 そのなかでもまず、「松阪市新最終処分場施設整備工事（土木）」は JV のみの参加条件で実施した結果、5 グループが参加し、4 グループが最低制限価格と同額の応札で、「電子くじ」にて落札者を決定。 また、指名競争入札で実施した現年災害復旧工事は過去の工事実績や地理的条件等を考慮して指名業者を決定したが、発注件数が多く、施工期間や手持ち工事の状況などにより、32 件のうち最低制限価格と同額であったものは 9 件に留まり、全体として落札率が高くなった。 なお、災害復旧工事の平均参加者は 4.6 社、平均落札率は 95.43%で対象箇所が近い工事が多数あったが、全員辞退し不調となった 2 件を除き、応札があったことから引き続き、現年度災害復旧工事については指名競争入札が有効であるとする。 次に建築一式工事。今期は 1 件。最低制限価格付近での応札で競争性は働いているものとする。 舗装工事、水道本管工事、防水工事、塗装工事、交通安全施設等工事は、全て最低制限価格と同額の応札で、「電子くじ」にて落札者を決定。入札参加者数も概ね 10 社以上あり競争性は働いたものとする。 次に測量、建設コンサルタント関係の報告。 地質調査 1 件は最低制限価格付近での応札、建築設計 2 件は最低制限価格と同額で落札者を決定、建設コンサルタント（河川砂防）1 件は、最低制限価格と同額での応札となり「電子くじ」において落札者を決定しており競争性は働いているものとする。 その他委託 3 件は、いずれも入札参加数が 1
---------------------------	--

・ それでは、私からの抽出案件として何点が注目しましたので確認していきたい。 8月の災害にともなう災害復旧工事は国交付決定後により1月以降の入札となったが、災害被害の規模から手持ち件数を5件まで緩和し、柔軟な対応をしている。地元業者の育成の面からはどのように考えているのか。 今年度の週休二日制の取組みはどのようなになったのか。 現年災害復旧工事は場所・工期のこともあり、落札率が上がったものと思うが、他に資材高騰の影響は考えられるのか。	社であるが、うち2件は最低制限価格と同額での応札となり決定しており競争性は働いているものとする。 「松阪市立小中学校屋内運動場空調設備整備事業における発注支援業務委託」は、全国的に同様の業務発注が多数あり、また、PFIまたはDB等での公共施設整備の発注支援業務の実績を求めていることから、結果として落札率が高くなったと考える。 次に入札中止。今期は1件。業者質問によるものが1件。入札不調は2件。 災害復旧工事の指名競争入札は過去の実績、現場からの距離を基に6者指名し、34件を延べ5回に分けて発注した。その結果、1者が手持ち5件に達した以外は3件までに留まり、2件は不調となったものの、想定していたより分散した受注となった。地域業者の育成という面からも災害発生地に近い業者で施工していくことは必要と考える。なお、不調となった2件は地元調整を行い、改めて一般競争入札で発注を行った。 週休2日制については今年度4月より発注者指定型として取り組んでおり、令和5年度から3倍の約90件程度で、県内の他自治体と比較しても遜色ないものである。 松阪市においては三重県からの通知もあり、12月発注分から契約月の単価に置き換えて契約を行なうことから、災害復旧工事の落札率に資材高騰の影響はないと考える。
---	---

●随意契約締結に係る意見聴取について

委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

.....

委員会としての意見

・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。

1月から3月分については4件、令和7年度当初予算に関するものは47件、新規案件について重点的に説明する。

(・・・新規案件のみ記載・・・)

① 住民情報システム更新業務委託

住民情報システムの更新とともに標準化・共通化を行う必要があるため、標準化・共通化に伴う運用の変更などの影響も考慮する必要があります。そのため、現行の運用を熟知し、システム設計・システム構成について、他社にはない知識と技術を保有している、現行システムの現行業者以外が本業務を行うことはできない。さらに、全国の自治体が令和7年度末までに一斉に標準化対応を予定していることから、人的リソース不足のため、他社での標準化対応業務を含むシステム更新業務は不可能であり、現行の契約業者のみが対応できる状況となっております。以上のことから、株式会社松阪電子計算センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

.....

② 住民情報システム標準化・共通化対応業務委託

住民情報システムの更新とともに標準化・共通化を行う必要があるため、標準化・共通化に伴う運用の変更などの影響も考慮する必要があります。そのため、現行の運用を熟知し、システム設計・システム構成について、他社にはない知識と技術を保有している、現行システムの現行業者以外が本業務を行うことはできない。さらに、全国の自治体が令和7年度末までに一斉に標準化対応を予定していることから、人的リソース不足のため、他社での標準化対応業務を含むシステム更新業務は不可能で

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。	あり、現行の契約業者のみが対応できる状況となっております。以上のことから、株式会社松阪電子計算センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 ③ 住民情報システム賃貸借・運用保守 本業務は、令和7年10月1日から本格運用開始予定の住民情報システムの賃貸借及び運用保守業務であり、安全で安定したシステム運用を実現することが必須です。 このことから、本業務で必要となるシステム設計、システム構成について、他社にはない知識と技術を保有している、本システムの導入業者である業者以外が本業務を行うことは不可能です。以上のことから、株式会社松阪電子計算センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 ④ 英語コミュニケーション向上推進事業に係る外国語指導助手（ALT）派遣業務 本業務は、外国語教育及び国際理解教育等の充実に目的に平成22年度から実施している。令和2年度より教科としての外国語科が小学校で全面実施となるなど、外国語教育が高度化されていることを踏まえ、今後も外国語指導助手を学校に適正配置し、各校の外国語教育を充実させていくことが必要である。小中連携の推進や学びの連続性など、安定した外国語指導助手の派遣を複数年度行うため、公立学校の外国語教育におけるALTにかかわる業務が十分できる事業者であることが必須条件であり、本市に合った事業展開、採用条件、研修体制、トラブル等に対する指導体制を評価し選定するためプロポーザルを実施し、厳選かつ慎重な審査を行い株式会社 インタラック関西東海が選定された。このことから地方自治法施行令第
--	--

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 ⑤教師用教科書及び指導書の購入（前期） 教師用教科書、指導書及び指導資料の流通経路は一般書籍と異なり、都道府県に概ね1ヶ所ある教科書供給所と、当配給所から受持ち学校を指定された書店からしか購入できない。かつ定価販売であることから、市内で教科書取扱書店に選定されている有限会社 大黒屋商店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。 ⑥松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等賃貸及び運用保守（再リース） 本契約は、松阪市小中学校児童生徒が利用しているタブレット端末等を継続利用するためのものであり、現在利用中のタブレット端末等を継続利用することで可用性、利便性を損なわないこと、コスト抑制が可能となることから、再リースを計画しております。再リースの対象物品は令和2年度に調達したタブレット端末等であり、当時プロポーザル方式で契約事業者を決定しております。この所有権は「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社」に帰属しており、同社でしか再リース契約を行えないことから、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。 ⑦松阪市デジタル同報系防災行政無線回線品質改善工事 松阪市防災行政無線設備は、当該業者独自の仕様により整備したものであり、本システムを熟知した当該業者以外の者が本業務を行うことはできません。また、当該業者は機器の調整
--	--

..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・ 継続案件についても随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	方法・性能・仕様等を熟知しており、機器の不具合によって設備が故障した場合でも迅速な対応が可能です。 以上のことから、株式会社 国際電気と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。 ⑧住民情報システムガバメントクラウド利用料 ガバメントクラウドは、デジタル庁がクラウドサービス事業者（AWS 等）と基本契約を締結し、そのサービスを松阪市に利用させるものであり、松阪市がガバメントクラウドを利用するためには、デジタル庁と「ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約」を締結する必要があります。ガバメントクラウドを利用するための契約先はデジタル庁以外に存在しません。 以上のことから、デジタル庁と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行う。
●その他	
	令和6年度の意見具申について 今年度審議した内容を踏まえて、令和6年度の意見書を取りまとめていく。 第1回目の臨時会を令和7年4月25日(金)15時00分から開催する。